

第2章

「砂漠化対処レジーム」の成立と実施をめぐる諸問題

望月 克哉

要約：

砂漠化問題への取り組みは、その要因をめぐる論議とともに展開してきたが、1970年代に国連がその前面に立つようになってから国際的レジーム形成へと動き出した。国連環境開発会議（UNCED）を経て、条約化が成ったのち、その実施プロセスでの展開において国際環境レジームとしての真骨頂を問われてきた。関連条約との調整が行われ、それらのシナジー効果を狙った取り組みも見られたとは言えるものの、いまだ砂漠化対処への革新的な局面に入ったとは言いがたいのが現状である。2006年を「砂漠と砂漠化に関する国際年」として宣言するなど新たなイニシアティブを発揮しつつある国連や、アフリカ諸国をはじめとする関係国が、「砂漠化対処レジーム」の展開においていかなる役割を果たしうるのかを考察する。

キーワード：

砂漠化、国際環境レジーム、アフリカ諸国

はじめに

地球規模での環境問題・分野についての国際的な取り組みという観点から、砂漠化への対処を考えてみると、その端緒は、他の諸問題への取り組みと

比べて遅かったとは言えない。国連が環境への取り組みの前面に出てきた1970年代には、砂漠化対処もまた俎上にのせられることになり、具体的な行動計画として関係国の行動を方向付けるような枠組みが措定されていたからである。もちろんそれは規範や規則のように国家の行動を制約するものではなかったが、砂漠化問題に対する各国の政治的意志の統一を図ろうとしていた点で国際的レジーム¹の形成（ないしは萌芽）と称することができるであろう。

本稿で国際環境レジームと称するのは、とくに環境関連の国際条約を中核とした特定の環境問題をめぐる国際的ルールセットであり、また当該環境問題の改善ないし解消をめざす国際的な枠組みである。砂漠化問題を1990年代に焦点となった生物多様性や気候変動などの、いわゆる地球環境問題として捉えるならば、地球環境レジームといった言い方も妥当であろう。このような視点に立って、本稿では砂漠化に対処するための国際的レジームの形成とその展開を跡付ける作業を行なう。

より具体的には、「深刻な旱魃または砂漠化に直面する国（特にアフリカ諸国）において砂漠化に対処するための国際連合条約（United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly Africa）」（通称、砂漠化対処条約）を「砂漠化対処レジーム」成立の焦点と捉えておきたい。以下本稿では、そこに至る経緯を砂漠化概念の展開から跡付け、さらにレジーム成立後の実施をめぐる問題を考察することとあわせて、砂漠化対処の現状について検討することにしたい。

第1節 レジーム形成の前段階

1. 砂漠化をめぐる論議

砂漠化と称される乾燥地域・半乾燥地などにおける土地の劣化（荒廃）については、気候変化や人間活動など、さまざまな要因が直接、間接に作用し

て生じる複雑な現象であるとの認識が一般化している。また砂漠化が進行する地域に共通した特徴というのは、植生が乏しく、かつ厳しい気候条件の下で生態系が保たれていることであり、それゆえに早魃などの気候変化や、過度の人間活動によって影響を被りやすいことも共通認識となった。こうした前提に立って、砂漠化の原因とその影響を解明する作業が進められ、対策が講じられるようになったのである。

砂漠化の原因として、気候的要因と人為的要因のいずれを大きくみるのか。この疑問に対する考え方は、対象とする地域や時期によっても異なってくる。ここで気候的要因と称しているのは、地球規模で生じている気候変動とそれが引き起こす諸現象であり、それらの影響によって生じる乾燥化や早魃が砂漠化を引き起こす重要な要因とみなされている。なかでも早魃が注目されたのは、アフリカ大陸のサヘル地帯²などでの経験から、その発生地域の住民生活に及ぼす影響の深刻さが注目され、また砂漠化現象そのものが広く認識されところとなり、国際社会にとっての緊急の課題として取り上げられる契機ともなったからである。

これに対して人為的要因の方は、対象地域の生産活動との関わりで論じる立場、あるいは政策に関わる問題として取り扱う立場といった具合に、いくつもの異なったレベルで論議されてきた。たとえば前者については、途上国における人口増加とこれに伴う土地への圧力を砂漠化の原因とみなすものが代表的な見方と言えよう。また後者の政策的視点からの見方としては次のようなものがある。＜累積債務の返済に伴う国家財政の圧迫＞→＜農業補助金の削減など政策の変更＞→＜肥料をはじめとする投入財の不足＞→＜土地利用など農業パターンの変化＞といった連鎖を想定して、これらを砂漠化の間接的要因とみなすものである。こうした視点が入り込むことで、ステークホルダーの幅は広がり、他の国際的レジームとの接点も増すことになった。

いずれの要因を重視するにしても、対策を講じ、さらに砂漠化に関する国際的レジームを形成してゆくプロセスでは、実際の現象の科学的な検証が求められることになった。砂漠化の要因に対する見方は、その影響をめぐる論

議にも深く関わるものとなり、科学的知見が重要な役割を果たしてきた。これが条約化のプロセスが展開する以前における砂漠化問題への対処の基調であった。

2.砂漠化の定義の変遷

上述のとおり、砂漠化とは土地の劣化ないし荒廃現象とみなすことができる。しかしながら、その要因は複合的であり、地域により、また時期によっても異なった発現形態をとることから、さまざまな定義がされてきている。砂漠化問題に取り組む研究者の専門領域やそのアプローチの仕方によって、その定義は多様である。それらを大まかに整理してみると、およそ次の5つぐらいの範疇に分けることができる³。

- ① 砂漠限界における砂漠的景観の拡大（狭義の「砂漠化」）
- ② 水と風によって引き起こされる侵食による乾燥地の荒廃
- ③ 植物被覆と土壌の荒廃による生物生産性の低下
- ④ 環境の荒廃に伴う社会経済システムの荒廃
- ⑤ 環境の究極的かつ不可逆的荒廃

砂漠化への対処が具体化するにあたって国連の果たした役割は無視できない。国連による一連の取り組みの端緒と言えるのは、1977年に国連環境計画（UNEP）が主催した国連砂漠化会議（United Nations Conference on Desertification：UNCOD）であった。同会議には95カ国の代表が参加して、2000年を目標とする「砂漠化対処行動計画（Plan of Action to Combat Desertification）」が採択された。そこで砂漠化の定義として用いられたのが次の表現である。

「土地の有する生物生産力の減退ないし破壊であり、究極的には砂漠のような状態をもたらす」

これは砂漠化を最も初期において提唱したフランスの植物地理学者 A. Aubréville⁴の概念規定にも通じるものであった。

1990年には、やはりUNEPの主催により、砂漠化の現状のレビューとその評価手法について提案することをめざした、専門家会合としての砂漠化評価（Global Assessment of Desertification）会議が開催された。そこでは砂漠化の定義も次のように改められた。

「人間活動による乾燥、半乾燥、乾燥半湿潤地域の土地の劣化」

前項でふれた砂漠化の原因のうち、人為的要因を主たるものと見なした点が同会議における取り組みの真骨頂であった。

こうしてむかえた 1992 年には、地球環境問題への取り組みにおけるメルクマールとなった国連環境開発会議（「地球サミット」）が開催された。この会議には 180 余りの国の代表が参加して、地球環境の保全と持続可能な開発の双方を実現するための具体的な課題と、それらに対処するための行動計画「アジェンダ 21」が採択された。その第 12 章が砂漠化を扱っており、そこでは次のような定義がなされている⁵。

「乾燥地帯、半乾燥地帯、乾燥半湿潤地帯において気候変化、人類の活動等、さまざまな要因に起因して起こる土地の劣化」

この定義について特筆すべき点は、まず乾燥地域の定義⁶が示されたことであり、そのなかで寒冷地が除外されたことも、その後の展開との関係では重要なポイントであった。さらに旱魃をはじめとする自然的条件の変化による砂漠化の進行が含まれることになり、その結果として土壌の浸食、塩性化（塩類化）、固結化、そして植生破壊もそうした現象のひとつと見なされたのである。

こうして 1994 年の国連総会で採択された国連砂漠化対処条約では「アジェンダ 21」における上記の定義が全面的に採用されることになった。これは人間活動による影響を重視してきた従来の砂漠化に対する考え方からは大きく視点を変えるものであった。とは言え、96 年 12 月 26 日に発効した同条約は貧困解消を重視し、コミュニティ・レベルにおける対策を打ち出すなど、その後の国際的取り組みを先取りしていたことも間違いない。

第2節 砂漠化対処条約による取り組みの特徴

1. 条約によるレジーム形成

国際環境協定として、前文と 40 条からなる本文、ならびに 5つの地域別の付属文書（「地域実施付属書」と称し当初の 4 文書⁷に中・東欧地域が加わった）からなる国連砂漠化対処条約は、特筆すべきいくつかの特徴をもっている⁸。

第1に、砂漠化問題の自然的要因と人為的要因はもとより、対外債務、貿易や市場をめぐる諸問題等に由来する制約といった国家の枠を超えた経済社会的要因をもカバーした総合的なアプローチの必要性が示唆されていることである。砂漠化問題の複合的性格を踏まえて、多次元にわたる枠組みが提示されている。

第2に、①国家、②数カ国から十数カ国にまたがる地域的広がりとしてのサブ・リージョン（たとえば西アフリカ）、③大陸ごとのリージョン（たとえばアフリカ）の3つのレベルで、それぞれ行動計画の策定を義務づけたことである。これはまず砂漠化の影響を受けた国が自ら、条約の第10条に基づく各種要件を満たした上、優先分野を明示した国家レベルでの行動計画を策定する。次に同11条に基づき、同様の影響を受けた国々がグループとして、各国レベルの国家行動計画に整合的なサブ・リージョン・レベル及びリージョン・レベルの行動計画を策定する。これは国境をまたいで、地域規模で発生する問題や、共有する自然資源の管理を共同で行なうための枠組みとなる。

第3に、住民、地域社会（コミュニティ）、NGO等が対処プロセスに参画するボトム・アップ・アプローチとともに、草の根から国際社会に至る利害関係者や関係機関のすべてを取り込んだパートナーシップを打ち出すことにより、包括的な取り組みを可能にする枠組みを模索している。

このように砂漠化対処条約によって示された取り組みは、新たな動きを導き出している。アフリカ地域に関する具体的成果としては、地域固有の問題に関してのテーマ別ネットワークが立ち上げられたこと、また国際河川・湖

沼をはじめとする流域の総合的管理が打ち出されたことが指摘できる。これらに加えて、異なる地域間の経験とノウハウの交流を目的としてアジア＝アフリカ・フォーラムといった会合が開催されたこと、またアフリカのNGOを含めて「砂漠化と旱魃に関するNGO国際ネットワーク（Reseau International d'ONG sur la Desertification：RIO D）」が結成されたことも特筆に値しよう。砂漠化問題が長期かつ広範な取り組みを必要とするものであることから、こうした動きは幅広いステークホルダーにとって重要な契機になったと言える。

2.条約レジームの展開

上述したように、1977年のUNCODにおける砂漠化対処行動計画にはじまり、1992年のUNCEDを経て、今日における砂漠化問題への対処の枠組みとして1994年6月に砂漠化対処条約が採択され、1996年にはこれが発効した。ここでは日本政府の対応を事例として、条約レジームの展開と関係国の動きを見てゆくことにする。

まず条約化のプロセスでは環境庁（当時）と外務省が中心となって条約交渉にのぞみ、1994年10月に他の締約国とともに署名を行っている。その後も日本政府は締約国会議に向けた一連の政府間交渉会議（Convention's Conference of the Parties：COP）に参加したほか、国連をはじめとする国際機関の活動にもコミットしてきた。

日本政府としては、それまでにもアフリカにおける砂漠化への取り組みに対する協力の実績を有している。まず1973年には西アフリカに設置された「サヘル地域旱魃対策政府間常設委員会（Comité permanent inter-état du lutte control la sâchersse dans le Sahel：CILSS）」に対する支援をいちはやく決定しており、また1986年に東アフリカに設置された「旱魃及び開発のための政府間機構（Inter-governmental Agency for Drought and Development：IGADD）」に対する支援・協力も今日まで続けている。いずれもがODA増額を追い風とした積極的な対外コミットメントの一環と

して開始され、その後はアフリカ支援の積極化の中で継続されてきた経緯がある。

付表 国連砂漠化対処条約の成立経緯及び締約国数

1992 年 6 月	国連環境開発会議（UNCED）において、1994 年 6 月までに砂漠化対処条約を作成するための「政府間交渉委員会」の設置につき基本的に合意。
1992 年 12 月	国連総会の決議第 188 号（第 47 回会期）により、「政府間交渉委員会」を設立。
1993 年 5 月	国連の下、第 1 回条約交渉委員会開催（於：ナイロビ）。
1994 年 6 月	第 5 回交渉委員会において条約を採択（於：パリ）。
1994 年 10 月	署名式典（於：パリ）で我が国を含む 86 カ国（EC を含む）が署名。
1996 年 12 月	条約発効。
1998 年 5 月	砂漠化対処条約第 1 回アジア・フォーカルポイント会合開催（於：滋賀県大津市）。
2004 年 5 月時点	締約国は 190 カ国及び EC

出所）外務省ホームページ（www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sabaku/）

そこで、国際社会全般において砂漠化対処条約によってもたらされたレジームはいかに展開したのかに目を転じてみよう。すなわち、条約化に象徴される対処のためのイニシアティブが実現しているのかに視点を移すと、それらは必ずしも十分とは言えない。同条約の枠組みの下に行動計画が策定され、締約国による砂漠化対処の国別報告書も出て来てはいるものの、資金不足等により、それらに盛られた対策の実施が滞っているからである。同条約には、とりわけ先進諸国の義務として砂漠化対処のための研究・技術分野での協力、人材育成及び啓発支援、資金源及び資金供与制度の創設などが謳われており、

これらの実行がきわめて重要であるにもかかわらず、それらは当初のモメンタムを維持できなかった。

そうしたなか、2003 年に至って地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）を砂漠化対処条約の資金メカニズムとして活用することが正式に決定された⁹。これは条約が予定していた新たな「グローバル・メカニズム」とは言えぬものの、次善の策として期待がもたれている。とりわけ財政基盤の弱いアフリカ諸国が国別行動計画を実施に移してゆく上で、その資金源と供与メカニズムの整備は不可欠であり、先進諸国による一層の支援・協力が期待されている。

他方、途上国サイドには、条約が期待する住民や地域社会の参画に基づくボトム・アップ・アプローチをいかに実現するのかという問題が残されている。これらもまた関係国・機関とのパートナーシップの下に推進されねばならないものではあるが、農業を念頭に置いた自然資源の管理、旱魃対策といった具体的な砂漠化対処策の実施にあたって、まず重視されねばならないのは住民や地域社会（コミュニティ）の積極的な参画に他ならない。そこには現地に根ざした経験と知識（あるいは智慧）もあり、新たな対策はそれらの上に生まれてくるものに他ならない。たとえば、持続可能な土地利用を推進してゆこうとするならば、そうした現地の智慧を共有し、また地域社会（コミュニティ）とその住民どうしの協力関係を築くことこそが、好ましい結果を導くカギとなるのである。

さらに、それらの取り組みから見出される成功事例（good practices）を収集・分析し、こうした経験の交流を志向したネットワークを構築することこそ砂漠化対処条約が目指すものに他ならない。すでに日本の組織のなかにも、アフリカ各国でこうした試みを行なったものがある。たとえば緑資源公団（当時）によるCILSS加盟国での調査結果¹⁰、さらにNGOによるアフリカ3カ国でのネットワーク調査結果¹¹が公表されており、いずれも示唆に富んでいる。

第3節 国際環境レジームとしての発展

1. 国際的レジームへの展開

1992年の地球サミットを契機として締結された3つの条約、すなわち生物多様性条約（UN Convention on Biodiversity）と気候変動枠組み条約（UN Framework Convention on Climate Change）、そして上でも紹介した砂漠化対処条約の実施をめぐって国際社会ではさまざまな取り組みが続けられてきた。条約締結国はそれぞれの国家レベルで3条約に基づく活動を調整し、それらを遂行することを重視してきた観がある。しかしながら、ここにきてようやく、3条約相互間の調整を行う機運が生じ、具体的な進展が見られるようになった。すでに2001年には条約事務局どうしの意思疎通を図る意味から連絡グループが結成され、研究・開発、教育・訓練、あるいは意識向上といった諸活動における活動調整を図ってきた。とりわけ発展途上諸国での対策を念頭に置いて、3条約における国別行動計画を相互調整するため、いわば調和的アプローチが推進されてきており、たとえば2004年4月にはイタリアで森林の生態系管理をテーマとしたワークショップで、3条約すべてのマנדートに貢献する持続可能な森林管理が討議された。こうしたシナジー効果をねらったイニシアティヴは、これまでとは異なる側面から砂漠化問題にアプローチして、それらへの対処にも大きく貢献することが期待される。いまや3条約に共通の資金メカニズムとなったGEFは、シナジー効果という点で新たな展開を生み出す仕組みとして活用される可能性が高く、今後の取り組みにおける重要性はいっそう増すことになろう。「ポスト・リオ」における地球環境問題への取り組みは、「ジョハネスバーグ」を経て、さらなる革新の局面に入ったと言うことかもしれない。

2. 国際年制定の意義

国連は2006年を「砂漠と砂漠化に関する国際年（International Year of Deserts and Desertification）」とした。国連総会は1994年に採択された砂

漠化対処条約をうけ、また 1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「アジェンダ 21」の第 12 章「脆弱な生態系の管理：砂漠化と旱魃の防止」を念頭に展開されてきた取り組みをふまえて、この国際年の決議を採択したとされる¹²。

同決議が 2002 年 8 月に南アフリカ共和国で開催された「持続可能な開発に関する世界サミット（World Summit on Sustainable Development）」における諸合意（「ジョハネスバーグ宣言」、「ジョハネスバーグ実施計画」）を強く意識していることにも注目すべきであろう。これらをうけて、2003 年 2 月に開かれた国連環境計画（UNEP）管理理事会が国際年を決定、同年の第 58 回国連総会がその決議をもって国際年を宣言するはこびとなったのである。

この国際年においては、砂漠化対処条約の趣旨をふまえて、深刻な旱魃や砂漠化に苦しむ国々、とりわけアフリカ諸国における砂漠化で被害をうけている人びとに対して、国際社会の認識を高めることが目指されている。国際年宣言にあたって採択された国連総会決議には、まず 2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットを契機としてまとめ上げられた「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）」の実現をめぐって、とくにアフリカにおける砂漠化への対処が貧困撲滅に重要な意義を有する点への配慮が表明されている。この点は 2001 年 10 月にアフリカ諸国の首脳が打ち出した「アフリカ開発のための新パートナーシップ（New Partnership for Africa's Development：NEPAD）」においても環境イニシアティブとして優先事項とされた経緯がある。

今日の国際社会では、地球環境問題の原因をさぐり、それらがもたらす影響を含めたメカニズムの解明が続けられてくるなかで、国家の枠を超えた取り組みが求められている。砂漠化もそうした問題のひとつとして、条約化を通じた対処が推進されてきており、上述した国際年の宣言もまた、これまでの国際社会の取り組みの一環と位置づけることができる。しかしながら、それは従来の対処の在り方やその成果を記念する年というより、むしろ国際社

会にさらなる取り組みを呼びかける契機として打ち出されたものと言えるのではないか。とりわけ砂漠化対処条約を足がかりとして「砂漠化対処」レジームの形成と実施についてイニシアティブを発揮してきたアフリカ諸国の政府は、失われかけたモメンタムを維持する上での契機とすることを期待しているであろう。

おわりに

砂漠化対処条約の交渉過程におけるポリティクスやこれを実施に移すプロセスでの各国・機関のバーゲニングについては、国連等の報告書や交渉当事者の記録により明らかにされてきている。地球環境問題、とりわけ環境と開発をめぐる国家アクター間の交渉が焦点となり、そこから生まれてくる国際的レジームに注目が集まったことで、それが国家の対外関係ないし外交だけではなく、国内政治の一面をもつことも明らかにされたと言えるであろう。第1章で強調された（複合的）相互依存とは、まさにこの点をついた指摘に他ならない。

砂漠化問題の提起とその条約化の試みに関与したさまざまなアクターの中で、アフリカ諸国の果たした役割が大きいとされている。これまで砂漠化による最も深刻な影響をこうむってきた地域として、この問題に対処するための国際的レジームを成立させることは、差し迫った課題でもあった。UNCEDに象徴される環境と開発をめぐる国際交渉においてアフリカ諸国の示したプレゼンスは必ずしも大きいとは言えなかったが、これを契機として関連条約との「リンケージ」が展開されたとの見方は一定の説得力をもつものである。

本稿でも跡付けたように、これまで（地球）環境に限らず国際的レジームの形成やその実施は、もっぱら国際関係とそのアクターという視点から捉えられてきた。なかでも発展途上国は、多くの場合に受動的なプレーヤーと見られてきたし、交渉における拒否連合といった捉え方がせいぜいではなかった

か。しかしながら、今後の国際環境レジームの成立とその実施については、発展途上国の参加、能動的な取り組みに依存する部分は決して少なくない。その点からしても、今回取り上げた砂漠化問題において「砂漠化対処レジーム」といったものを措定し、発展途上国とりわけアフリカ諸国の取り組みと役割を再検討することは意義のある作業となるであろう。

1 「国際的レジーム」の概念はさまざまに定義することが可能であるが、これを地球環境問題について論じた初期の著作であるガレス・ポーター、ジャネット・ウェルシュ・ブラウン著『入門地球環境政治』（原題 *Global Environmental Politics, Second Edition*）では、次の2つの定義を提示している。すなわち、①「暗黙的なものであろうと明示的なものであろうと、特定の問題領域においてアクターの予想を何らかの形で集約してゆくような規範、規則及び意思決定過程の集合」、②「多国間協定によって特定化される規範と規則のシステムのことであって、それはある特定の問題ないし相互に関連した問題の集合に関する国家の行動を規制する」であり、同書では②を採用すると述べている（19～20ページ参照）。

2 サヘル（Sahel）とは「縁」「岸辺」などを意味するアラビア語からきた言葉で、サハラ砂漠南縁の東西に帯状にひろがる地域を指して、このように呼ぶ。年間降水量が200ミリ程度にすぎないサバンナもしくはステップであり、旱魃もしばしば発生してきた。その被害は1960年代末から顕著となり、とりわけ1972年から翌1973年にかけて、さらに1983年から翌1984年にかけての「大旱魃」は、きわめて深刻な状況をもたらした。大量の家畜の被害はもちろん、それらを飼養していた住民にも多数の死者が出て、避難民として集団移動したケースまで報告されている。

3 門村浩、武内和彦、大森博雄、田村俊和『環境変動と地球砂漠化』（朝倉書店、1991年）参照。

4 Aubréville は1949年に *Climats, forêts et desertification de l'Afrique tropicale*（熱帯アフリカの気候、森林、及び砂漠化）を著しており、同書が砂漠化に関する議論の淵源の1つとされている。

5 「アジェンダ21」のこの部分の邦訳は次に拠るものである。国連事務局監修、環境庁・外務省監訳『アジェンダ21—持続可能な開発のための人類の行動計画—（92地球サミット採択文書）』（（社）海外環境協力センター、1993年）

6 乾燥度の水準（目安）として、可能蒸発散量に対する年降水量の割合が0.05～0.65という数値が示された。

7 当初の4地域実施文書とは、I アフリカ（全19条）、II アジア（全8条）、III ラテンアメリカ及びカリブ（全7条）、IV 地中海北部（全11条）であり、

アフリカに関する記述が突出している。

⁸ 砂漠化と旱魃に対する従来の国際的な取り組みと、とくに砂漠化対処条約が打ち出した新機軸については門村浩「乾燥地域の“社会的病”としての「砂漠化」問題—国際的対応の系譜と課題」池谷和信編『地球環境問題の人類学—自然資源へのヒューマンインパクト』（京都：世界思想社、2003年）所収を参照せよ。

⁹ GEFの下での資金供与プロジェクトとして、土地（土壌）劣化を対象とした活動の遂行のため、当面3年間に5億ドルを供与することになった。

¹⁰ この調査の報告は、緑資源公団『NGO活用砂漠化防止対策調査報告書—CILSS加盟国』（平成11年度砂漠化防止等環境保全対策調査事業、平成12年3月）として発表されている。

¹¹ この調査の報告は、アフリカ日本協議会『アフリカ環境保全活動におけるネットワーク調査報告書—セネガル、ジンバブエ、チャドを事例に』（1999年3月）として発表されている。

¹² この総会決議（A/RES/58/211）は総会第2委員会の報告

（A/58/484/Add.2）に基づき、2003年12月23日の第78回本会議で成立したものであり、国際年の宣言に伴って加盟各国に以下の諸点を要請している。

- ・ 国連環境計画（UNEP）、国連開発計画（UNDP）、国際農業開発基金（IFAD）およびその他の関連する国連機関と連携するべく「砂漠化対処条約」事務局長を同年のフォーカルポイントに指定する。
- ・ すべての加盟国に対して、国内の委員会あるいはフォーカルポイントを設置するとともに、適切な活動をもって同年を記念することを求める。
- ・ すべての関係する国際機関およびその加盟国に対して、砂漠化の被害を被っている国々、特にアフリカ諸国と後発開発途上国が開催を予定する、土地劣化を含む砂漠化関連の活動を支援するように呼びかける。
- ・ 加盟諸国に対して、可能な限り砂漠化対処条約に貢献するとともに、条約の実施強化を目標にして同年を記念する特別な構想を実施にうつすよう促す。
- ・ 国連事務総長に対して、同年の準備状況を第60回総会に報告するよう要請する。